

令和5年3月16日

学生 各位

岐阜大学副学長（教育・学生支援担当）
岐阜大学教育推進・学生支援機構長
山田 敏弘

令和5年度前学期の授業実施の方針の一部変更について（通知）

3月3日付けで岐阜県より発出された「マスク着用の考え方の見直しについて」に基づき、授業実施方針における主にマスク着用に関する部分を下記のとおり一部変更します。変更箇所は赤字で、削除した箇所は取消線で示します。なお、5月8日に予定されている新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けにおける5類への移行に伴う変更については、正式な通知が出され次第、追って通知します。

記

~~本学では、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症への感染予防策として、当初の全館閉鎖から始まり、遠隔授業の導入や新型コロナウイルスワクチンの職域接種など、学生の皆さんのご理解とご協力のもと、様々な対応に取り組み、新型コロナウイルス感染症を克服した大学教育の実施に向け、歩みを進めています。~~

令和5年4月1日以降の新学期におけるマスク着用の考え方については、文部科学省として、学校における学校教育活動の実施にあたっては、マスク着用を求めないことを基本としており、岐阜県においても同様の考え方です。岐阜大学においても、それに従って対応いたします。

しかし、ワクチン接種により重症化リスクは減りましたが、新型コロナウイルス感染症は感染力が依然強いウイルスで無症状感染者もいます。自らが気づかないうちにウイルスを媒介しないためには、引き続き、適切な推奨または必要とされる場面でのマスク着用・手指消毒・3密（密閉空間・密集場所・密接場面）の回避、適切なワクチン接種といった基本的な感染予防策は継続する必要があります。

これを踏まえ、令和5年度前学期の授業実施方針と学生生活上の留意点を示しますので、登下校時やキャンパス滞在時等において是非ともご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

【令和5年度前学期の授業実施に係る基本方針】

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）における岐阜大学の活動指針に則り、大学としての感染リスク管理を徹底したうえで、通常どおりの対面形式にて授業を実施する。また、学生への教育効果を最大化するため、e-Learning形式の教育支援体制充実に取り組む。

~~対面形式の授業を受講する際は、必ずマスク（不織布製を推奨）を着用してください。また、起床後に体温を測定し発熱症状や風邪症状がある場合は、所属学部・学環・研究科等の学務担当係へ連絡のうえ、来学せず自宅療養に努めてください。~~授業を欠席しても履修上の配慮を受けることができます。なお、保健管理センターにて健康相談を受け付けていますので、不安がある場合は連絡してください。

（次頁に続く）

医療機関等において診断の結果、陽性者または濃厚接触者となった場合は、右のQRコードまたは下記URLから「陽性者・濃厚接触者報告入力フォーム」にアクセスし、保健管理センターへ報告するとともに（岐阜大学のアドレスによるログインが必要です）、所属学部・学環・研究科等の学務担当係へも連絡してください。<https://forms.office.com/r/0BbKRFmZA7>



【学生生活を過ごす際の留意事項について】

◆登下校時

- ①起床後に体温を測定するとともに、発熱症状や風邪症状がある場合は、所属学部・学環・研究科等の学務担当係へ連絡のうえ、自宅で安静にすること。
- ②登下校時は公共交通機関を使用する場合において、車内、待ち時間ともに、混雑する時間帯はマスク（不織布製を推奨）を着用し、会話はしないすること。
- ③岐阜駅からバスを利用する際は、早めのバスに乗車するなど、分散乗車を心がけること。

◆キャンパス滞在時

- ①キャンパス滞在時は令和4年6月7日に発出した「学内におけるマスク着用について」（別紙参考資料）に従い、適切にマスク（不織布製を推奨）を着用することマスク着用については別に通知される「令和5年4月1日以降のマスク着用について」に従うこと。
- ②キャンパスの滞在時間は必要最小限とすること。
- ③石鹸を使用した手洗いや消毒液による手指消毒をこまめに行うこと。（特に、共有機器などの使用前後や食事前には必ず手指消毒又は手洗いを行うこと）
- ④食事時は他者と距離を空けて着席し、会話は最小限とすること。

◆その他

混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出などの感染拡大につながる行動や、飲食店での大声、長時間の飲食は控え、会話の際のマスク着用を徹底するとともに、大人数の会食へは参加しない。

【対面授業受講の際の留意事項について】

- ① 教室入室から退室まで、教室内において授業に関係のない不必要な会話はしないこと。
- ② 令和4年6月7日に発出した「学内におけるマスク着用について」に示したマスク着用が求められるエリア内（別紙参考資料）での授業中はマスク（不織布製を推奨）を着用すること。
- ③ 教室内では密集化しないよう可能な限り分散して着席すること。またディスカッションを伴う授業では、手の届く距離に多くの人がいる状況を回避すること。
- ④ 授業受講時に担当教員などから着席場所や換気などの指示があった場合は、それに従うこと。
- ⑤ 体調不良ではないが登校による新型コロナウイルスへの感染へ不安を感じている学生は、保健管理センターへ相談すること。

【遠隔授業（e-Learning 形式の授業）の運営方法について】

- ① 各部局の判断により、授業の一部又は全部を遠隔形式にて行うことも可能とします。その場合は、シラバスに則り授業を行うとともに、シラバスに記載された内容を変更する場合は受講者に周知します。
- ② 卒業の要件として修得すべき単位数のうち、遠隔授業により修得する単位数の上限は60単位です。履修計画を立てる際には十分に留意してください。なお、遠隔授業を実施する授業時数が半数を超えない授業科目については対面授業として扱われます。
- ③ 学生のネットワーク環境が個々に異なることを鑑み、e-Learning 教育での教材（動画や配付資料など）の閲覧や課題の締め切りなどに十分な期間を設けるなど、配慮を行います。
- ④ Teams や Zoom を用いた双方向配信型授業については、当日通信の断絶等により参加できない場合でもすぐさま欠席とせず別途授業に相当する課題を課すなど必要な

（次頁に続く）

配慮を行います。

- ⑤ オンデマンド型授業の場合は、対面授業に相当する措置（Ⅰ．設問解答，添削指導，質疑応答等による十分な指導及びⅡ．学生の意見の交換の機会の提供の2点）の提供を授業の終了後すみやかに行います。
- ⑥ オンライン上での出席管理や理解度を確認するための課題の提出などにより，授業の参加状況（対面授業における学生の出席状況に相当するもの）が把握されます。
- ⑦ e-Learning になじめない場合や電子媒体での課題提出等に困難を感じる場合は，担当教員や所属部局の学務関係係に申し出て下さい。

【課外活動】

課外活動の制限については，決定次第，大学公式 HP 等にてお知らせします。

なお，報道等でもあるとおり，新型コロナの感染症法上の位置付けが5類に引き下げられた場合，学期途中であっても授業方針の見直しが行われる可能性がありますのでご留意ください。

令和4年6月7日

部 局 長 各位

岐阜大学副学長（教育・学生支援担当）

岐阜大学教育推進・学生支援機構長

山 田 敏 弘

学内におけるマスク着用について（抜粋）



「マスク着用が求められるエリア」の考え方は、赤い線で囲んだ部分です。

医学部に所属しない者にも同エリアへ入る際（バス停利用時含む）はマスク着用が求められます。



岐阜県における マスク着用の考え方について



3月13日以降は、国の「マスク着用の考え方の見直し等について」に基づき、以下のとおり適切な対応をお願いします。

マスク着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねます。

■ マスク着用が効果的な以下の場面では、マスク着用を推奨します。



■ 以下に該当する場合は外出を控え、やむを得ず外出する際にはマスクを着用します。



事業者における対応

- 事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスク着用を求めることは許容されます。
- 事業者は、政府決定の方針に沿って各業界団体が見直しを行う「業種別ガイドライン」を遵守します。

学校における対応

- 学校教育活動においては、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねます。
- マスクの着用を希望する児童生徒、希望しない児童生徒の双方に配慮します。

4月1日から
適用

